



部落差別解消推進法とふれあい館



平成 28 年 12 月 16 日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していること、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じていること、部落差別は許されないものであることを明示しています。そして部落差別を解消することが重要な課題であり、

①相談体制の充実 ②教育・啓発の推進 ③部落差別の実態の把握等を定め、国と公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現するとしています。



ふれあい館は人権課題解決のための館です。「部落差別解消推進法」をふまえて、ふれあい館がこれからどのように取り組んでいけばよいのか考えていかなければなりません。



この度、全国隣保館連絡協議会常任顧問の中尾由喜雄さんにお越しいただき、部落差別解消推進法について、そしてふれあい館がどんなことをしていかなければならないのか、ご講演いただきます。

多くの皆さまのお越しをお待ちしております。



記

- 日 時 平成29年**8月7日(月)** 19:30~21:00 (予定)
- 場 所 四季の森生涯学習センター東館 1階会議室
- テーマ 「部落差別解消推進法」とふれあい館が果たすべき役割について
- 講 師 中尾 由喜雄 さん
全国隣保館連絡協議会常任顧問
- 申込み 不要 (直接会場にお越しください)
- 主 催 篠山市市民生活部人権推進課



講師プロフィール
 1948(昭和23)生まれ
 1966(昭和41)芦屋市役所入庁
 1975(昭和50)年、芦屋市立上宮川会館(現・上宮川文化センター)に配属され以後40年間にわたり同会館に勤務。
 1989(平成元)年より、全国隣保館連絡協議会の事務局長・顧問・会長・常任顧問を歴任される。

問い合わせ先
 篠山市市民生活部人権推進課
 団野 顕一、東田 良子
 電話 079-552-6926
 FAX 079-554-2332

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。